

茨城県報

昭和三十一年三月十二日
第三千八百八十七号

規則

茨城県規則第二十六号

茨城県組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県組織規則の一部を改正する規則

茨城県組織規則(昭和三十年茨城県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「事務執行のため」を「部長は、事務執行のため、」に改める。
第二十五条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、別表第五支庁産業課の分掌事務中土浦支庁以外の支庁においては、第四号から第六号までを並びに同表支庁の支所の分掌事務中、水戸支庁高萩支所及び下館支庁境支所以外の支所においては、第一号から第六号までを、水戸支庁笠間支所及び高萩支所においては、第七号から第九号までを、水戸支庁麻生支所及び土浦支庁江戸崎支所以外の支所においては、第二十三号から第二十五号までを、水戸支庁大子支所、同鉾田支所及び下館支庁境支所以外の支所においては、第四十三号から第四十七号までをそれぞれ除くものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、二以上の支所の担当区域にわたる組合等にかかる事務については当該支所を管轄する支庁が、二以上の支庁その他の出先機関(支所を除く。)の管轄区域にあたる組合等にかかる事務については本庁においてそれぞれ行うものとする。

第二十六条第四項を次のように改める。

4 前項の規定にかかわらず、結核療養所に副所長、総婦長及び看護婦長(若干人)同医務局に局長のほか医長(若干人)を、精神病院に副院長、総看護長及び看護(看護婦)長(若干人)をおく。

茨城県報

第三八八七号

昭和三十一年三月十二日

月曜日

(明治三十五年三月十七日) (第三種郵便物認可)

同条第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 必要に応じ出先機関に主幹をおく。

第二十七条第四項中「所長」を「部長(前条第六項に規定する長を含む。に)に改める。

第二十九条の見出しを「保育所主任、相談所相談員、業務主任、相談所主任及び派出所主任」に、同条第一項中「保育所主任を、」を「保育所主任を、中小企業労働相談所に相談所相談員を、」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項に規定する相談所相談員は、知事が任命または委嘱する。

第三十条中「所長は、」を「支庁長、支所長及び所長(以下本条において「所長」という。)は、」に改める。

別表第二林政課の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 森林病害虫に関すること。

同表林業課の項中第四号及び第八号を削り、第五号を第四号とし、以下順次繰り上げる。

同表農業改良事務局の項第十一号中「農業試験場」を「病虫害防除所、農業試験場」に改める。

同表監理課の項第十二号中「地区建設事務所、」を「地区建設事務所、橋梁架設事務所」に改め、第七号を第九号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ第六号の次に次の二号を加える。

七 建設機械抵当法に関すること。

八 建設統計に関すること。

同表消防防災課の項中第七号の次に次の一号を加える。

八 消防訓練所に関すること。

同表道路課の項中第三号を第四号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 自動車道事業に関すること。

別表第四第二項中「茨城県婦人問題審議会」民生労働部「母子福祉課」を「茨城県婦人問題協議会」民生労働部「母子福祉課」に改める。

別表第五支庁産業課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、以下第二十五号まで順次繰り上げ、第二十六号を第二十九号とし以下順次三号ずつ繰り下げ、

同号の前に次の四号を加える。

二十五 自作農維持創設金融に関すること。

二十六 自作農維持育成に関すること。

二十七 既墾地関係の自作農創設特別措置特別会計に関すること。

二十八 土地改良法に基く交換分合に関すること。

同表支庁の支所の項中第三十八号を第四十三号とし、同号の次に次の七号を加える。

四十四 自作農維持創設金融に関すること。

四十五 自作農維持育成に関すること。

四十六 既墾地関係の自作農創設特別措置特別会計に関すること。

四十七 土地改良法に基く交換分合に関すること。

四十八 開拓地の営農指導に関すること。

四十九 消防に関する事務の指導に関すること。

五十 災害速報、警報伝達に関すること。

同表同項中第二十一号を第二十六号とし、以下第三十七号まで順次五号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の三号を加える。

二十三 漁船に関すること。

二十四 水産業協同組合に関すること。

二十五 水産の生産指導及び増殖奨励に関すること。

同表同項中第二十号を第二十二号とし、同号の前に次の一号を加える。

二十一 商工業の振興に関すること。

同表同項第十九号中「(組合の区域が二以上の支所にわたる組合を除く。)」を削り同号を第二十号とし、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 戦傷病者戦没者遺族及び未帰還者留守家族の援護に関すること。

同表職員研修所の項を次のように改める。

県職員の研修に関すること。

同表水産振興場の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 霞ヶ浦、北浦の漁業取締に関すること。

同表地方出納室の項の次に次の一項を加える。

陸運事務所

一 道路運送及び自動車道事業の監督及び指導に関すること。

二 道路運送に関する輸送の実施の計画、調整及び監査に関すること。

三 道路運送に関する道路の調査及び研究に関すること。

四 その他道路運送の発達、改善及び調査に関すること。

五 自動車運送取扱事業に関すること。

六 自動車の登録に関すること。

七 自動車の抵当権の登録に関すること。

八 自動車の臨時運行の許可に関すること。

九 所掌にかかる事業に従事する者の労働物資の割当及び配給に関すること。

十 自動車の再生及び整備に関すること。

十一 軽車輛の生産及び整備に関すること。

十二 自動車の検査及び整備事業の指導監督に関すること。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第二十七号

茨城県委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県委任規則の一部を改正する規則

茨城県委任規則(昭和三十年茨城県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中第九号を削る。

第七条を第九条とし以下順次二条ずつ繰り下げ、同条の前に次の一条を加える。

第八条 次の事務は身体障害者更生指導所長である事務吏員に委任する。

茨城県身体障害者更生指導所入所費用に関する条例(昭和二十八年条例第二十一号)第二条の規定による入所費用の減免決定

第六条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 主要農作物種子法第三条第二項の規定によるほ場の指定申請書の受理

第五条総務課の項第二号中「監査」を「市町村の監査」に改める。

同条産業課の項中第十二号を第十五号、第十三号を第十六号とする。

同条同項第十一号中「(十町歩以下の民有地)」を削り、同号を第十三号とし同号の次に次の一号を加える。

十四 農地法第六十四条の規定による買受予約申込書の受理

同条同項第九号を第十一号、第十号を第十二号とし第八号の次に次の二号を加える。

九 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第三条第二項の規定によるほ場の指定申請書の受理

十 主要農作物種子法補助金交付規程(昭和三十一年茨城県告示第百二二号)第三条、第四条及び第六条の規定による交付申請書、変更届出、収支決算書等の受理

第四条を第五条とし以下第六条まで順次繰り下げ第三条の次に次の一条を加える。

第四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十七条及び地方自治法第七十二条第三項但書に規定する職時職員(以下本条において「職員」という。)の任免、分限、懲戒その他の賞罰の権限は、本庁に勤務する職員については、本庁の課(所、局)長である事務吏員または技術吏員に、出先機関(支庁を除く。以下本条において同じ。)に勤務する職員については、当該出先機関を所管する本庁各課(所、局)の課(所、局)長である事務吏員または技術吏員に、支庁及び支庁の支所に勤務する職員については支庁長にそれぞれ委任する。

2 土地改良事務所、土木事務所、地区建設事務所、橋梁架設事務所、堰堤建設事務所及び戦災復興事務所に勤務する職員のうち、日々雇入れれる職員の任免、分限、懲戒その他の賞罰の権限は、前項の規定にかかわらず、当該出先機関の長である技術吏員に委任する。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 臨時の職員の任免委任に関する規則(昭和二十七年茨城県規則第七十五号)は、廃止する。

茨城県訓令第5号

本 出 先 機 関
茨城県専決及び代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

茨城県専決及び代決規程の一部を改正する訓令

茨城県専決及び代決規程(昭和三十年訓令第第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「支庁民生課分室主任、」を削る。

第六条中「税務課」を「総務課、税務課」に「下欄」を「中、下欄」に改める。

別表第一(共通的事項)の部上欄第七号中「工事の請負」を「工事の施行」に改める。

同表同部下欄第八号中「工事の請負」を「工事の施行」に改める。

同表(個別的事項)の部秘書公聴課の項下欄中第三号の次に次の一号を加える。

四 所属職員の日直勤務及び宿直勤務命令

同表同部林政課の項上欄中第八号の次に次の一号を加える。

九 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条の規定による免除命令

同表同部林業課の項上欄中第五号を削り、第六号を第五号とする。

同表同部富農課の項下欄第二号中「自作農創設特別措置法の施行に伴う土地台帳の特例に関する省令(昭和二十三年大蔵、農林省令第二号)の規定により知事の権限に属する」を「農地法施行法(昭和二十七年法律第二百三十号)第二条から第四条までの規定による」に改める。

別表第二第七号中「工事の請負」を「工事の施行」に、第二十七号中「五十万円」を「百万円」に、「(交際費の類及び二万円以上の食糧費の支出命令を除く。)」を「(交際費の類及び食糧費は五万円以上の支出命令を除く。)」に改める。

別表第三(共通的事項)の部上欄第一号中「所属課長」を「所属次長(以下「次長」という。)、所属課長」に、第二号中「課長」を「次長、課長」に、第三号中「支庁長及び課長」を「支庁長、次長及び課長」に、第四号中「課長の県内、県

外、」を「次長及び課長の県内、県外、」に、第五号及び第六号中「課長、」を「次長、課長」に改める。

同表同部下欄中第十号を第十一号とし、以下順次繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 収入命令

同表(個別的事項)の部総務課の項中欄を次のように改める。

一件の金額十万円未満の歳出予算の執行 ただし、一件の金額二万円以上の食糧費、交際費の額を除く

二 給与費及び一件の金額五十万円未満の支出命令

三 一件の金額二万円未満の負担金の受入

四 一件の金額一万円未満の税外収入未納金にかかる滞納処分執行停止処分

五 前二号に規定するもののほか一件の金額二十万円未満の税外収入の受入

六 一件の金額二百万円未満の収入命令

七 別に定める不用品の棄却処分

同表同部税務課の項下欄中第一号の次に次の一号を加える。

二 県税及びこれに伴う税外収入の過誤納金の還付にかかる支出命令ただし、現年度分に限る。

同表同部民生課の項下欄中第十九号を第二十一号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の二号を加える。

十九 児童福祉法第二十五条の規定による通告の受理

二十 児童福祉法第二十五条の二の規定による措置

同表同部産業課の項上欄中第十八号及び第十九号を削り、第二十号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 食糧管理法施行令第五条の四の規定に基づく米飯提供業者の登録及び登録の取消

同表同部同項上欄中第二十一号を第二十号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 農業災害補償法第七十八条から第八十一条までの規定に基づく農業共済団体の監督

同表同部同項上欄第二十五号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 農業協同組合法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条及び第九十七条の規定による監督

同表同部同項上欄中第六十五号及び第六十六号を次のように改める。

六十五 農地法に基づく土地台帳の特例に関する省令及び農地法施行法第二条から第四条までの規定による土地台帳登録または申告 ただし、未墾地関係については、直轄地区として既に本庁で処理しているものを除く

六十六 耕土培養法第五条の規定による事業計画の承認

同表同部同項下欄中第三十四号及び第三十五号を次のように改める。

四十一 農地法により買収または売渡をする場合の登記の特例に関する政令第一条または農地法施行法第二条から第四条までの規定による既墾地関係の登記の嘱託

四十二 農地法に基づく土地台帳の特例に関する省令及び農地法施行法第二条から第四条までの規定による既墾地関係の土地台帳登録または申告

同表同部同項下欄中第十五号を第二十二号とし、以下第三十三号まで順次七号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の七号を加える。

十五 漁船法第七条の二の規定による漁船の建造改造の許可を受けたもののしゅん工改造後の認定

十六 漁船法第十一条の二の規定による登録票の検認

十七 水産業協同組合法第二百二十二条の規定による水産業協同組合の業務または財産の状況報告の徴収

十八 漁業用石油類の価格調査及び需要量調査

十九 食糧管理法施行規則第四十九条第二項の規定に基づく調査 ただし、卸売販売業者を除く

二十 農業災害補償法第七十八条から第八十一条までの規定に基づく農業共済団体の監督

二十一 農業協同組合法第九十三条から第九十五条まで、第九十六条及び第九十七条の規定による監督

別表第四(個別的事項)の部水産振興場長の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号、第四号を第二号とする。

別表第五上欄中「支庁民生課分室主任」を削り、下欄中「第一号から第七号まで」を「第一号から第八号まで及び第十一号から第十三号まで」に改める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

茨城県訓令第6号

本 出 先 機 関 庁

地方連絡室規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
昭和三十一年二月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

地方連絡室規程の一部を改正する訓令

地方連絡室規程（昭和三十年訓令甲第四十号）の一部を次のように改正する。
第三条中「連絡室主任」を「連絡室次長、連絡室主任」に、「（以下それぞれ「室主任」を（以下それぞれ「室次長」、「室主任」に改める。
第四条中第一項を第二項とし、第二項を第三項とし、第二項の前に次の一項を加える。

室次長は、それぞれ当該支庁の次長をもつてこれにあてて。

第六条の見出し中「（室主任）」を「（室次長、室主任）」に改め、同条中第一項を第二項とし、第二項を第三項とし、第二項の前に次の一項を加える。

室次長は、室長を補佐する。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第百九十四号

次の医師及び薬剤師を保険医及び保険薬剤師として指定したので、健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第三条の規定により告示する。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

指定年月日	診療科名	診療所所在地、名称	氏名
三、三、一	外科、内科	北相馬郡取手町台宿七四 寿楽堂医院	寺田 寛
三、一、六	外科、整形外科、皮膚泌尿器科、胃腸科、放射線科	水戸市東原町四六六 石田外科医院	石田 太一郎
三、三、一	内科	水戸市柵町二 水戸赤十字病院	吉田 賤子
右 同	眼科	右 同	中川 利夫
右 同	産婦人科、外科	多賀郡磯原町大字磯原五四ノ二 滝 病院	吉川 昌人
右 同	外科、整形外科	古河市大字古河 長 島 病院	中村 憲三
右 同	産婦人科、外科	真壁郡明野町大字村田一六八 原田 医院	原田 滋
右 同	内科、放射線科	日立市多賀町四〇 高萩協同病院多賀診療所	荊木 裕
三、二、一	全科	鹿島郡大野村林 中野診療所	西山 信一
三、三、一	外科、内科、小児科、産婦人科、放射線科	真壁郡明野町大字宮山 国保直営診療所	根崎 光一
右 同	産婦人科	常陸太田市仲城町七三 医療法人 一路会太田病院	秋本 秀夫
三、二、四	外科	猿島郡総和村上辺貝一、三九 猿島赤十字病院	津田 文男
三、三、一	日上市宮田町神田	大曾根薬局	大曾根 誠

言、二、一 日立市多賀町八二

池上薬局

池上シヅエ

茨城県告示第百九十五号

家畜伝染病予防法第六条の規定にもとづき左記のとおり牛の肝蛭症の検査を受けることを命ずる。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 実施の目的 牛の肝蛭症の発生予防

二 実施対象家畜 乳牛

三 実施区域並びに期日

実施区域 実施 期 日

土 浦 市 三月八日、九日、十日、十二日

新治郡千代田村 三月十三日、十四日

〃 田余村 三月十五日、十六日

〃 出島村 三月十九日、二十日、二十二日、二十三日、二十四日

石 岡 市 三月二十六日、二十七日、二十八日、二十九日

四 実施の方法 肝蛭診断用アンチゲン検査並びに虫卵検査

茨城県告示第百九十六号

猿島郡境町の農業委員会は、左のとおり合併して一委員会となることを承認した。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

名

称

区

域

施行期日

境町農業委員会

従前の境町境地区農業委員会、境町猿島地区農業委員会、境町森戸地区農業委員会、境町長田地区農業委員会及び境町静地区農業委員会の区域

昭和三十一年三月十二日

各種委員会告示

茨城県公安委員会告示第四号

道路交通取締法施行令第二十三条の規定に基いて、自動車の追越禁止の場所を次のとおり指定する。

昭和三十一年三月十二日

茨城県公安委員会

委員長 川 島 安 右 衛 門

追越禁止の区間

石岡市泉町地内六号国道常磐線陸橋から同市守木町一、二九九番地先同国道三三路までの一、三キロメートルの区間、たゞし、午前六時から午後九時までの間とする。

茨城県公安委員会第五号

道路交通取締法第十八条第二項の規定に基き、諸車の一時停車すべき場所を次のとおり定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県公安委員会

委員長 川 島 安 右 衛 門

諸車の一時停車場所

- 1 石岡市香丸町一、〇二二番地先
- 2 同 香丸町 八三一番地先
- 3 同 香丸町一、〇五四番地先
- 4 同 香丸町一、〇八〇番地先

5	同	仲町	七〇六番地先
6	同	仲町一	〇九二番地先
7	同	仲町	六五〇番地先
8	同	守木町一	一三二番地先
9	同	守木町一	一九九番地先

茨城県公安委員会告示第六号

道路交通取締法第十條第二項の規定によつて、自動車等の最高速度の制限を次のとおり定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県公安委員会

委員長 川島安右衛門

- 一 制限地域及び区間
別表のとおり。
- 二 制限速度
道路交通取締法施行令第十五條第一項第一号及び第二号の自動車とも毎時三十五キロメートル。第二種原動機付自転車にあつては毎時三十キロメートル。
- 三 制限時間
午前六時から午後九時まで。

石岡	速度制限	石岡市高浜町九七〇番地先から同町六七二番地先まで	一キロメートル	高浜、小川町間、県道
----	------	--------------------------	---------	------------

茨城県公安委員会告示第七号

自動車の最高速度の制限並びに警備吹鳴区域の指定に関する告示（昭和二十九年九月二十五日茨城県公安委員会告示第五号）を廃止する。

昭和三十一年三月十二日

茨城県公安委員会

委員長 川島安右衛門

茨城県公安委員会告示第八号
道路交通取締法第十條第二項の規定によつて、自動車等の最高速度の制限を次のとおり定める。

昭和三十一年三月十二日

茨城県公安委員会

委員長 川島安右衛門

- 一 制限地域及び区間
別表のとおり。
- 二 制限速度
1. 道路交通取締法施行令第十五條第一項第一号の自動車は、毎時三十五キロメートル
2. 同条第一項第二号の自動車は、毎時三十二キロメートル
3. 第二種原動機付自転車は、毎時二十五キロメートル
- 三 制限時間
各区域共午前六時から午後十時までの間にする。

管轄警察署	制限地域	制限区間	道路種別
-------	------	------	------

笠間	一 西茨城郡笠間町大字蔵木七四九ノ二番地先から同町所石井二〇七六番地先及び同町所八軒町五八一ノ一番地先まで	二、五キロメートル 二キロメートル	一二二国道及び指定
水戸	一 東茨城郡内原町大字大足一〇五二番地先から同八八五ノ一番地先まで	一、五キロメートル	一二二国道
	二 同所大字杉崎八五九番地先から同所大字有賀七三八番地先まで	〃	〃
	三 同所大字倉賀八五九番地先から同所大字倉賀一四二番地先まで	二キロメートル	六号国道
	四 同郡河内町大字河内一七〇番地先から水戸市赤塚七〇番地先まで	〃	一二二国道
	五 同郡大洗町大字橋地先から同所大貫一〇一〇番地先まで	二、五キロメートル	一二四国道

鹿島	鉾田	高萩	日立	大宮	菅谷	勝田	那珂湊
二 一 同所大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	一 一 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	三 二 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	三 二 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	二 一 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	二 一 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	一 一 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで	二 一 同郡鹿島町大字宮中二、一 六、五〇番地先から同所七軒 六、七三番地先まで
一、五キロメートル 一、二四号国道	二、七キロメートル 指定県道	一、三キロメートル 旧六号国道	七キロメートル 〃	二キロメートル 〃	三キロメートル 〃	二、五キロメートル 指定県道	四キロメートル 指定県道

下妻	下館	筑波	谷田部	竜ヶ崎	麻生
三 二 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	三 二 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	二 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	一 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	二 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで	四 三 二 一 同郡下妻町大字宮中二、七五四番地 先から同二三番地先まで
四、五キロメートル 〃	四、五キロメートル 〃	二、七キロメートル 〃	二、七キロメートル 〃	二、七キロメートル 〃	二、七キロメートル 〃

水海道	一、九七三番地先から同所大 字新石下一、〇一九ノ一番地 先まで	二、五キロメートル	指定県道
二	一、海道の市瀬頭町二、九五〇番 地先から同所下町三、八〇番地 先まで	〃	〃
一	北相馬郡取手町新町常磐線陸 橋下丁字路から同所白山前競 輪場入口地先まで	二キロメートル	指定県道
二	八、同郡藤代町大字和町小貝川文 ノ巻橋から同所大字橋堀七〇 番地先まで	一キロメートル	六号国道
三	同郡取手町新町大根橋根橋間 番地先から同所取手二二〇 番地先まで	二キロメートル	〃
大子	一、久慈郡字金町四四九番地先か ら同所泉町八〇七番地先まで	一、五キロメートル	一一八号 国道
江戸崎	一、稲敷郡江戸崎町浜町大正橋東 側地先から同所田宿江戸崎第 一高等学校前まで	二、五キロメートル	一一八号 国道
太田	一、太田市山下町一、一九八番地 先から同所大字青田馬場五三 四番地先まで	〃	指定県道
真壁	一、真壁郡明野町大字松原一、二 四九番地先から同所大字海老 島町一、〇一四番地先まで	一キロメートル	〃
結城	一、結城市結城町西一、四〇八 番地先から同所大字田町五、 七六五番地先まで	三キロメートル	一二二号 国道
二	同所大字結城公達九、八五三 番地先から同所大字本町二、 四二九番地先まで	二、五キロメートル	指定県道
土浦	一、土浦市真鍋町台二、〇二二番 地先から同所中高津一一五番 地先まで	三、二キロメートル	六号国道
二	同所中村二区一、四〇七番地 先から同所荒川沖南区五ノ四 五番地先まで	三キロメートル	〃

公 告

◎争議行為の通知の公表

茨城交通労働組合執行委員長渡辺大勝から昭和三十一年三月九日付で左記第一
項の事件について争議行為を行う旨知事あて通知があつたので、労働関係調整法
施行令第十条の四第4項の規定により左記のとおり公表する。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

一 事 件

茨城交通株式会社社の労働協約第四条及第六条違反

二 争議行為の日時

昭和三十一年三月二十日午前零時以降本問題の解決に至るまでの期間

三 争議行為の場所

茨城交通株式会社の経営する鉄道、軌道、自動車線路の一部または全職場

四 争議行為の概要

前記記載の各職場において全体的にあるいは部分的に、また連続的にあるいは断続的に鉄道軌道自動車等の輸送停止を始め、あらゆる形の争議行為もこれに対する妨害排除のための一さいの争議行為を単独または併用して実施する。

一	石岡市国分町八、三六四ノ一 番地先から同所幸町一、二二 五番地先まで	一、五キロメートル	〃
二	同所泉町一、三三八番地先か ら同所香丸町一、〇二二番地 先まで	七〇〇メートル	〃
三	一、茨城郡竹原村大字竹原一、 八〇〇番地先から同所竹原下 郷一〇九番地先まで	一、二キロメートル	〃
四	新治郡千代田村大字下稻吉一、 三四七番地先から同所一、四 四五番地先まで	一キロメートル	〃
五	東茨城郡小川町小川三八番地 先から同所一、六二五番地先 まで	一、五キロメートル	指定県道

五 争議行為の経過

三月一日及三月六日それぞれ団体交渉を行い、交渉による解決をはかったが、会社の不誠意により交渉において解決できないと認め、争議行為により、解決せざるを得ない状態である。

●建築の聴聞

建築基準法第五十四条第一項の規定に基づき左記のとおり聴聞を行います。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

聴聞期日 昭和三十一年三月二十日午前十時

聴聞場所 水戸市寺町一、六八一番地

聴聞事項 住居地域内において左の建築物の許可に関すること

引火性溶剤を用いるドライクリーニング

申請者住所氏名 水戸市北三の九一一九番地

ときわ会会長 中原 嶺

建築物構造規模

木造平家建セメント瓦葺三三坪新築

ミネラルターペン油五〇〇(立)(地下貯蔵)

建築物の位置 水戸市寺町一、六八一番地

●建築の聴聞

建築基準法第五十四条第一項の規定に基づき左記のとおり聴聞を行います。

昭和三十一年三月十二日

茨城県知事 友 末 洋 治

記

聴聞期日 昭和三十一年三月十四日午前十時

聴聞場所 日立市助川中助川一、九七〇番地

聴聞事項 住居地域内において左の建築物の許可に関すること

引火性溶剤を用いるドライクリーニング

申請者住所氏名 日立市助川町一、七七二番地 砂 押 弘

建築物構造規模

木造平家建セメント瓦葺九坪用途変更

増築五坪(事務所)既設原動機七馬力

ミネラルターペン油三六〇リットル(地下貯蔵)

建築物の位置

日立市助川中助川一、九七〇番地

●教員の懲戒免職

このたび茨城県教育委員会教育長から左記のとおり教員の懲戒免職について通知に接した。

昭和三十一年三月十二日

茨城県教育委員会教育長

記

一 被処分者

本 籍

長野県上伊那郡朝日村二、一四五番地

現住所

東京都板橋区板橋町一〇丁目二、九二八番地

中 村 勇

明治四十四年五月二十四日生

二 処分者

東京都教育委員会

三 処分事項及びその年月日

地方公務員法第二十九条第一項第三号により免職

四 処分の理由

公立学校教員として不都合な行為による。